

名寄市犯罪被害者等支援条例の制定についてご意見を募集します！

1 名寄市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 改正の趣旨

本市はこれまで、「名寄市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」に基づき、犯罪の未然防止に向けた取組を推進してきました。同条例における犯罪被害者等への支援に関しては、実際の被害者が直面する経済的・精神的な困窮に対して、迅速かつ具体的な支援を行う規定となっておりません。また、国等の既存制度では給付までに相当な時間を要することから、「支援の谷間」も課題となっています。

こうした背景を踏まえ、犯罪を予防する既存条例に加え、事後の回復を支える本条例により、犯罪被害者等の早期回復と負担軽減を図り、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、条例を制定しようとするものです。

2 名寄市犯罪被害者等支援条例の制定の概要

(1)基本理念

犯罪被害者等の個人の尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮するとともに、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、途切れることなく適切な支援を提供することを定めます。また、再被害や二次的被害の防止を徹底します。

(2)各主体の責務

市の責務

関係機関等と連携し、支援に関する施策を総合的に策定・実施します。

市民等の責務

被害者等の状況や支援の必要性を理解し、二次的被害を生じさせないよう配慮するとともに、市の施策に協力します。

事業者の責務

事業活動において二次的被害を生じさせないよう配慮するほか、被害者等を雇用している場合は、安心して暮らせるよう就労・勤務条件等について十分に配慮します。

(3)具体的な支援内容

相談及び情報の提供

支援を所管する課において総合的に相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関等との連絡調整を行います。

見舞金の支給

当面の経済的負担を軽減するため、本市に住所を有する被害者等に対し見舞金を支給します。

その他生活全般の支援

日常生活の支援、適切な保健医療・福祉サービスの提供を通じた心身の回復支援、個人情報保護等による安全の確保、居住の安定に向けた支援などを行います。

※素案については別添のとおり

3 ご意見の募集

▼募集期間

令和8年10月2日(金)～令和8年11月2日(月)

▼提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所と氏名を明記し、持参・郵送・ファックス・電子メールにより名寄市市民部環境生活課へ提出してください。なお「意見提出用紙」は名寄市ホームページからもダウンロードできます。

【指定場所】

市役所(名寄庁舎・風連庁舎・智恵文支所)、図書館(名寄本館・風連分室)、北国博物館、市立大学の情報公開コーナー、市民文化センター、ふうれん地域交流センター、駅前交流プラザ「よろーな」

【名寄市ホームページ】

URL: www.city.nayoro.lg.jp/ トップページ → お役立ち → パブリックコメント

(1)持参・郵送:〒096—8686

名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所(名寄庁舎1階)名寄市市民部環境生活課

(2)ファックス:01654⑨4011

(3)電子メール:ny-seikatsu1@city.nayoro.lg.jp

▼問い合わせ

名寄市市民部環境生活課(名寄庁舎1階) 電話:01654③2111(内線3128)